

所有地貸付申請書

昭和三年六月 日

東京都西多摩郡福生町福生七八九番地

多摩新産株式會社

代表者 田村 市郎

福生町長 岸 徳次郎殿

今般左記計畫に依りまして運動競技用グラウンドを設置致し此れが維持管理運営を實施致し度と思ひます下りて格別の所詮議によりまして所有地貸付方即認可相成度此段申請致しす

左記

一、目的

終戦後漸く落着きたる國民生活の中にスポーツに対する一般國民の関心の昂りたること他に其の比を見ざる所であり、此の際には身目運動場を設置致し郡内々主たる競技

は、討論、中央スポーツ界の有名競技を當所に誘致し、
間接的に健康向上の發達を増進すると共に健全なるスポーツ
の普及に依り國民生活の向上とスポーツ娛樂の満喫
に依り再従日本國民生活に真に明朗性を附與すべ
く本計画を企圖したるものなり。

一、貸付希望土地

東京都西多摩郡福生町全福生一〇七番地外
總面積 福生中学校敷地 三五〇〇坪

一、土地に対する主たる施設

一、野球用施設

バックネット一式

スコアボード 一

二、一般競技用施設

砂場

三、共通施設

水浴場 便所 更衣所 器具格納所
兒童遊園設備一式 塵芥處理場 棚垣

一、使用の概要

- 一、町當局主催並に之等と同様の内容性格を帯びたる諸
競技會に對しては申出ありたる都度優先的且つ無料
にて貸出す
- 二、一般競技に對しては別に定める使用料を徴集し運動
場の設備並維持費に充當す
- 三、其の他細部に關しては一般の運動場管理運営の實
情を調査斟酌し之を取決り其の都度所定報告す

昭和三十三年第三回定例町會々議録

一 昭和三十三年六月三十一日第三回定例町議會を福生町役場に招集す

一 應招議員方の如し

第一番	並	木	竹	松
第二番	児	島	信	一
第四番	田	村	幾	太
第五番	横	田	壽	照
第六番	天	野	由	三
第九番	村	尾	昌	三
第十番	杉	森	真	
第十二番	加	藤	市	藏
第十四番	川	窪	金	吉
第十五番	田	村	福	一

第十六番 高橋三郎

第十八番 森田幸藏

第二十番 羽村榮吉

第二十三番 井上岩次郎

第二十五番 磯村武夫

第二十六番 田村利一

一、會議の事件五の如し

第一、所有地と福生土地と劃断處理組合の地区に編入同意に關する件

第二、福生町議會の議規則及町議會傍聴人取締規則設定の件

一、議長（加藤市藏）六月二十二日午後二時開會を宣す

一、地方自治法第百五上條の規定により議長の請求により出席したる者左の如し

所長 岸 徳次郎

助役 齋藤吉太郎



一、本會の書記左の如し

書記 大野忠一

〃 佐藤三郎

一、議長（加藤市藏）午後二時十分開議を宣す

一、出席議員左の如し

並木竹松 児島信一 田村幾太郎 横田壽照

天野田三 村尾昌三 杉森真 加藤市藏

川窪金吉 田村福一 高橋三郎 森田幸藏

羽村榮吉 井上岩次郎 磯村武夫 田村利一

一、議長（加藤市藏）本會の会期を一日とするものと告ぐ

日程第一、所有地と福生土地と劃断處理組合の地区に編入同意

に關する件

一、議長（加藤市藏）本作を議題とし第一読會を閉じ同を告ぐ

言記 朗読

一議長(岸徳次郎)本件の提案理由を説明す

一第十八番(森田幸蔵)と画整理組合の地区に編入したものは何らないものであるか

一第十四番(川上金吉)地区に編入すれば組合費を負担することになるか

一所長(岸徳次郎)組合の地区に編入には必ず編入されるべきではないことはない

編入した組合費の負担はないとわかる。日も述べ

一第十五番(田村福一)本案については調査を要するから委員附屬としてこの野議あり

第十番 第十六番 第十八番 賛成

一議長(加藤市蔵)第十五番の野議については会議に諮り賛成者は挙手と命ず

挙手 全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に付委員付託とするものとモロゲ委員の数を会議に諮る

一第十五番(田村福一)議長の名前に否定的な言を述べ

賛成 々々 起る



一議長(加藤市蔵)全会一致につき委員は議長が指名するものとモロゲ座次の五名を指名す

第十番 並木村松 第十五番 横田壽昭 第十五番 田村福一

第十五番 森田幸蔵 第三番 平井初五郎

一議長(加藤市蔵)本案については委員付託として報告により次回議會に於てこの案を決定す

るにしようとするもの

日程第二編主町議會の議規則及町議會停職人取締規則設定の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第一議會を断つものとモロゲ

書記 朗読

一議長(加藤市蔵)本件の提案理由を説明す

一議長(加藤市蔵)第二議會を有略し審議したい旨を會議に諮る

田井議事録 〆 止 記

一第十四番(川上金吉)第五十七條を削除したい

一第十八番(森田幸蔵)第五十七條の過剰金を増額したい

一議長(田村福一)第三十七條の右圖以下の過意金を料すとやてきる」と「経費規程を
適用する」と修正したい

一議長(加藤市蔵)第六番、第七番、第十五番説にうける會議に認む

一第三十六番(田村利一)京安村積成につき直に確定議したい可も止む

一議長(加藤市蔵)第三十六番の説にうける議なきや否やを會議に諮り積成者に
牛を命ず

翠牛 全員

一議長(加藤市蔵)全合一致につき京安通に決定する可も告ぐ

會議録署名議員選舉

一議長(加藤市蔵)署名議員の選舉は指名推選により指名者を議長となす可も會議
に諮り全員の同意なきに外指名推選によることに決する可も告ぐ

一議長(加藤市蔵)左の者を指名し一名毎に會議に諮り同意なきに決す

並木竹松 見島信一 田村幾太郎



一議長(加藤市蔵)會議を開ずるに決す

一議長(加藤市蔵)第三回定例議會を開會する可も告ぐ

午後三時十分

右會議の類末を録し其の相違ないことを證するため茲に署名する

昭和二十三年六月二十二日

福生町會議長 加藤市蔵

全町會議員

全

議案第一號

福生町議会の調査及び公聴
辨償條例設定の件

福生町議会の調査及び公聴
辨償條例を左記のように設定致した
昭和三十三年七月五日提出

福生町長 岸 徳次郎

條例第

第

聽

福生町議會の調査及び公聴會に出頭する者の費用并

償條例

第一條

町議會の招請により調査のため出頭する選挙人、その

他、關係者並びに常任委員、會委員長の

招請により公聴會に参加する利害關係者及び学

識経験者等の費用并償はこの條例の定めるところに

よる

第二條

前條の規定により出頭した者に対しては旅費を支給

する。但し町から給料を受ける職に在る者にはこれを支

給しない

旅費は鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料及び食

卓料の六種としその額は別表に定めるところによりその支給方法は福生町吏員旅費額及其の支給條例の例に依る

※三條 前條に定めるものの外必要な経費はその実費を精償することができる

※四條 この條例施行上つて必要な事項は町長がこれを定める

附則

この條例は公布の日からこれを施行する

別表

車馬賃	日当	宿泊料	食卓料
一料ニ付	一日ニ付	一夜ニ付	一夜ニ付
一・〇・錢	四・〇・円	二・〇・円	四・〇・円

提案理由

地方自治法第三十七條の規定により本法第一百條
第一項の規定により出頭した選挙人その他の関
係人及び第九條第五項の規定による公聴会
に参加した者の要した実費の弁償を條例で定
めることになった。これが本案提出の理由である。